

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年8月22日)

【件名】

- 1 平成22年度小規模作業所等の工賃結果について
(障がい福祉課) 1
- 2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要について
(障がい福祉課) 3
- 3 平成23年度の熱中症対策について
(健康政策課) 4
- 4 岡山大学病院三朝医療センターの状況について
(医療政策課) 6
- 5 障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者の指定取消処分について
(西部総合事務所福祉保健局) 8

福 祉 保 健 部

平成22年度小規模作業所等の工賃結果について

平成23年8月22日
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に小規模作業所等工賃3倍計画を策定し、県内の小規模作業所等（以下「福祉事業所」という。）の利用者の工賃水準を月額33,000円以上とすることを目指し、障がいのあるかたが地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っている。

このたび、平成22年度の工賃がとりまとまりましたので、その結果をお知らせします。

1 平成22年度工賃の状況

（単位：円／月）

施設種別	18年度	21年度	22年度	工賃増減額	
				22年度-18年度	22年度-21年度
ア 入所・通所授産施設	14,023	14,081	14,680	+657	+599
イ 小規模通所授産施設	10,386	—	—	—	—
ウ 就労継続支援B型事業所	9,399	13,412	14,594	+5,195	+1,182
エ 小規模作業所	9,416	10,702	11,843	+2,427	+1,141
県 平 均	10,983	13,437	14,429	+3,446	+992
(参考)					
オ 就労継続支援A型事業所	93,370	76,896	79,712	△13,658	+2,816
全 国 平 均	12,222	12,695	(未)	—	—

※ 本県の「工賃3倍計画」における工賃算出対象はア～エ。全国平均値の算出対象はア～ウ。

※ オは工賃算出対象の福祉事業所ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の対象となっている。

2 平成22年度工賃実績に対する県の評価

- ア 現下の著しく停滞した経済状況にあって、他県では工賃が伸び悩んでいるところもある中で、本県の工賃は着実に向上しており、個々の福祉事業所の熱心な取り組みが成果となっていると考える。
- イ 工賃向上のため、アドバイザー派遣やビジネスマーセミナーなどの県の工賃3倍計画事業等の各種事業を利用した福祉事業所の平均工賃増加額（+1,322円）が県平均（+992円）より多く、県事業の効果は現れはじめていると考える。

・平成22年度に県の工賃3倍計画事業等を活用した福祉事業所の工賃変化

	21年度	22年度	工賃増減額
県の工賃3倍計画事業等を活用した福祉事業所の平均額	11,912 円／月	13,234 円／月	+1,322 円／月

※ 「県の工賃3倍計画事業等」は参考の2を参照

ウ 目標である月額33千円の1／2にも届かない現状であることを踏まえると、今後、事業の積極的な活用をさらに促すとともに、福祉事業所全体の工賃アップにつながる方法を検討・推進することが必要。

エ 知事のアジェンダ（マニフェスト）にも「障がい者の待遇向上に効果が出た工賃3倍プロジェクトを継続遂行するとともに、鳥取県独自の農林水産業と福祉の連携による障がい者就労の拡大を図る」とされており、今秋以降、「小規模作業所等工賃3倍計画検討委員会」を開催して来年度以降のさらなる工賃向上策を検討する。

(参考)

1 施設種別について

施設種別	施 設 概 要	22年度事業所数
ア 入所・通所授産施設	企業等で働くことが困難な障がいのある方が、入所したり、自宅から通って生活に必要な支援を受けながら、就業に必要な作業訓練を行うための施設	20
イ 小規模通所授産施設	企業等で働くことが困難な障がいのある方が、自宅から通って生活に必要な支援を受けながら、就労に必要な作業訓練を行うための施設	0
ウ 就労継続支援 B型事業所	企業等に雇用されていた障がいのある方であって心身の状態等その他の事情により引き続き企業等に雇用されることが困難となった方などに対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所	65
エ 小規模作業所	企業等で働くことが困難な難しい障がいのある方が、自宅から通って軽作業等を行うことによって、自立や社会参加のために必要な訓練を行うための施設	21
オ 就労継続支援 A型事業所	企業等に就労することが困難な障がいのある方であって、雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所	7

2 県の工賃3倍計画事業等

事業名	事 業 概 要
(1)小規模作業所等工賃3倍計画事業	
相談体制推進事業	福祉事業所が抱える課題に対応ができる専門家をアドバイザーとして派遣し、課題への相談・解決方法にアドバイス等を行う。
各種セミナー開催事業	①ビジネスマナーセミナー 福祉事業所の職員に対するビジネスマナーの基本の研修。 ②ステップアップ研修 商談等のビジネスシーンで使える、より実践に近い研修。
商談会開催事業	福祉事業所の製品を小売業者、企業等に紹介する商談会を開催（東・中・西部）。
(2)鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	①福祉事業所の運転資金・設備資金の無利子融資制度 ②新商品開発のための補助金（県2/3負担。100万円上限）
(3)鳥取発！農福連携モデル事業	福祉事業所を利用する障がい者が様々な農作業を体験する機会をマッチングセンターを提供する。
(4)障がい者就労支援推進事業	J C - N E T の障がい者就労支援セミナー（ジョブコーチ地方セミナー）を鳥取県で開催。
(5)目標工賃達成助成事業	年度当初に、工賃額を20%以上向上させる目標額を設定した福祉事業所が、実際に達成した際に助成金を支出する。

3 福祉事業所別の工賃の状況は、とりネットで公表。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要について

平成23年8月22日
障がい福祉課

平成23年6月24日に当法律が公布され、平成24年10月1日から施行されることになった。県では、本法律が円滑に施行されるよう関係機関と連携の上、県内における障がい者虐待の防止のための体制整備などに取り組んでいく。

I 目的

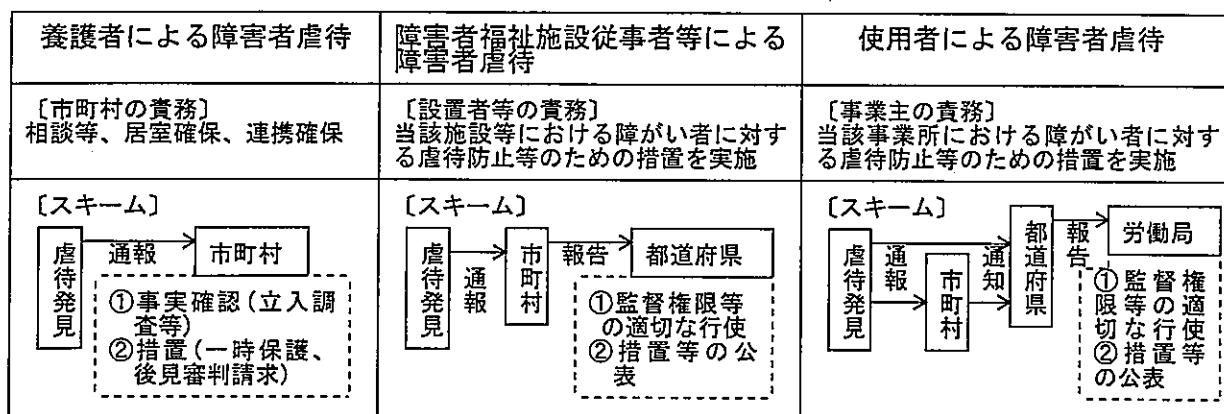
障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

II 定義

- 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法第2条第1項）
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。（同法第2条第2項）

III 虐待防止施策

- 何人も障がい者に対し虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障がい者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。



- 就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

IV その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

業務内容	
市町村障害者虐待防止センター	通報の受理、障がい者・養護者に対する相談・指導・助言、障がい者虐待防止・養護者支援に係る広報啓発等
都道府県障害者権利擁護センター	通報の受理、市町村相互間の連絡調整、障がい者虐待防止・養護者支援に係る情報提供・助言・関係機関との連絡調整・広報啓発等

- 政府は、障がい者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

V 施行日

平成24年10月1日

平成23年度の熱中症対策について

平成23年8月22日
健 康 政 策 課

1 热中症注意報等の発令

热中症注意報発令基準を新たに設け、6月22日より運用開始。8月17日には運用を一部見直し、热中症の危険が更に高まることが予想される場合には、热中症警報を発令し、更に注意喚起を促すこととした。発令状況等は以下のとおり。

【発令状況等】

平成23年6月15日	第1回鳥取県热中症対策連絡会議の開催
6月22日	热中症注意報発令
7月8日	热中症注意報発令継続中のお知らせ（梅雨明け）
8月4日	热中症注意報継続中のお知らせ (行事等の注意喚起、連続最高気温35℃以上の予想)
8月11日	第2回鳥取県热中症対策連絡会議の開催
8月16日	热中症注意報継続中のお知らせ（死亡事例※、最高気温35℃以上の予想） ※8月11日 県中部 70歳代女性 煙仕事に出かけ昼頃倒れているのを発見 救急車到着時は既に心肺停止状態、搬送先の病院で死亡確認
8月17日	热中症警報発令

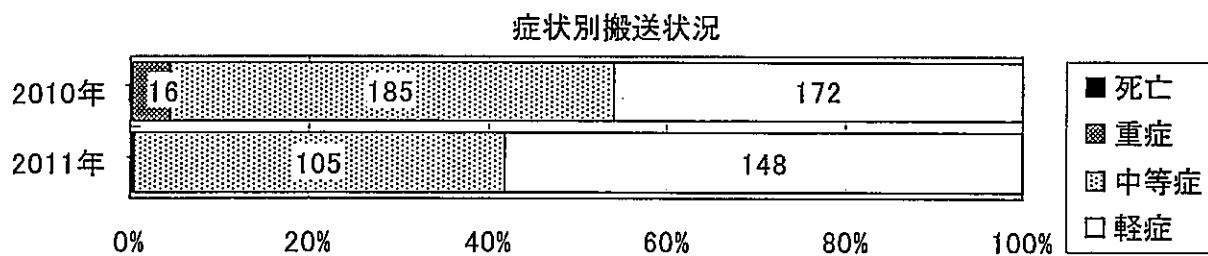
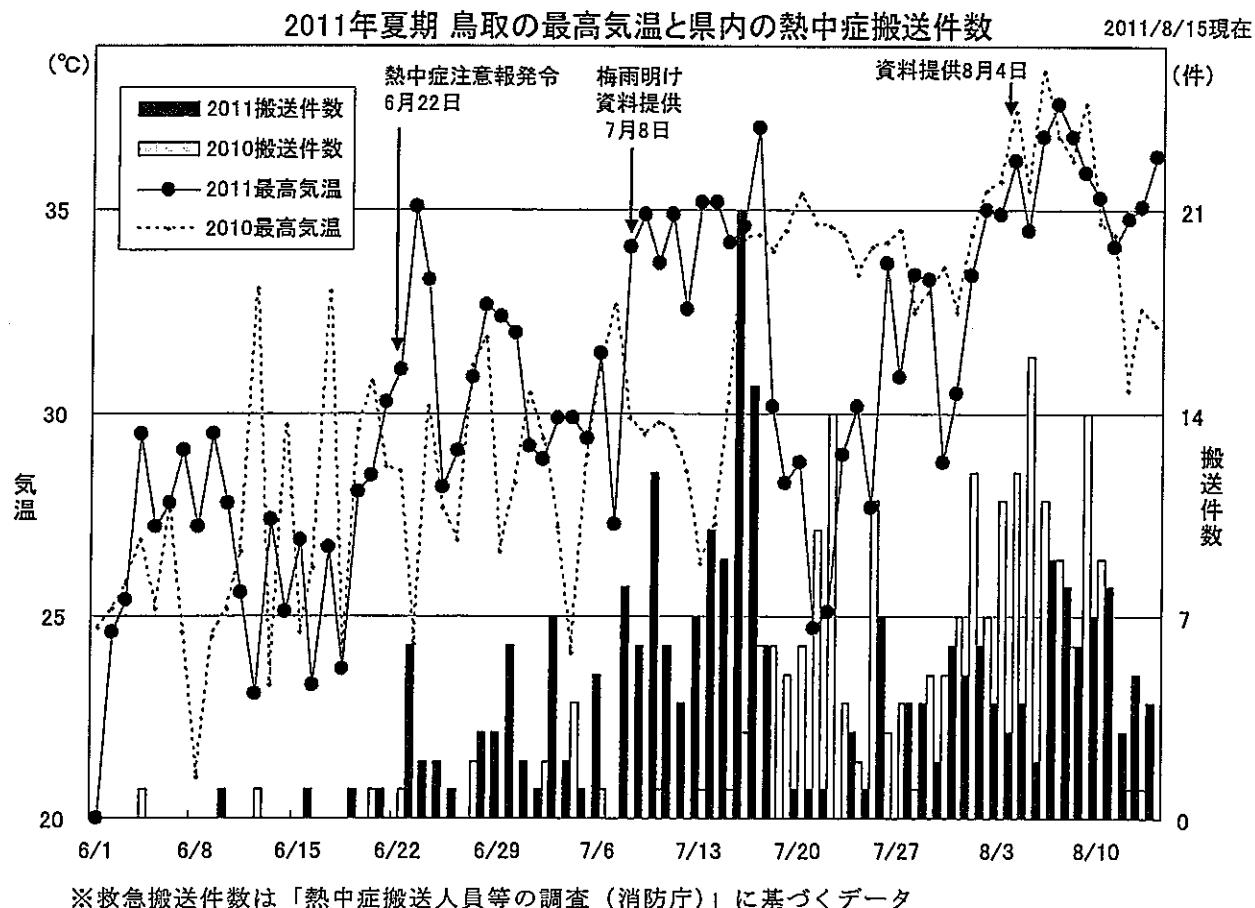
【発令基準】

注意報	次のいずれかに該当した場合に、 <u>県内全域に「注意報」を発令する</u> 。発令は解除基準（※1）を満たさない限り継続される。 ①環境省が提供する暑さ指数（※2）について、県内3ヶ所（鳥取・米子・境）の観測点の今後の予報値（3日間）のうち、午前9時～午後6時の値に28℃以上が一つ以上ある。 ②日本気象協会が発表する今日又は明日の最高気温について、県中部地区（倉吉市）が30℃以上となる。 （※1）暑さ指数が上記①に該当せず、かつ気象庁が発表する鳥取県の週間天気予報について最高気温が25℃以下になる日が1週間継続する場合に発令を解除。 （※2）湿度、輻射熱、気温の3要素を取り入れた指標で、気象庁の気象予測結果等を元に環境省が独自の方式で算出し予報値等を公開。
警報	気象庁が「高温注意情報」（※3）を発表した場合に、 <u>県内全域に「警報」を発令する</u> 。警報の発令期間は1日間とする。 （※3）気象庁における高温注意情報の発表 ・翌日又は当日の最高気温が35℃以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表。 前日17時過ぎに地方単位の情報を、当日5時或いは11時過ぎに府県単位の情報を発表。 ・鳥取県単位の発表について、7月16日に第1回目の発表があり、8月16日現在で計12回の発表がなされている。

2 関係機関の主な取り組み

対象	主な取り組み（啓発等）
乳幼児	◆保育所、幼稚園等へ注意喚起及び啓発の依頼（6月9日付県福祉保健部長通知） ◆保健師による訪問、各種検診、健康教室等での声かけ
学生	◆熱中症による事故防止について各学校へ注意喚起（6月17日付県教委通知） ◆研修会や会議での注意喚起（校長会等） ◆学校の体制（運動会の実施時期・方法、冷房施設の設置等）の検討を依頼（4月13日県教委通知） ◆各スポーツ少年団等への注意喚起（7月4日付県教委通知）
労働者	◆商工会議所連合会、中小企業団体中央会、建設業協会等へ注意喚起の通知（6月6日付鳥取労働局通知） ◆安全衛生等の各種説明会での啓発及び企業訪問時等のパンフレット等による啓発 ◆公共事業現場等における現場パトロール等での注意喚起 ◆農作業安全推進員等に対する研修会での農作業事故防止の指導強化を依頼。 ◆農業団体等に対する気象情報お知らせ時に、熱中症への注意喚起を合わせて情報提供
高齢者・障がい者等リスクの高い方	◆福祉施設、介護事業者等へ注意喚起及び啓発の依頼（6月9日付県福祉保健部長通知） ◆在宅高齢者の訪問時の声かけ強化等について、介護事業者との連絡会の機会などを通じ依頼。 ◆シルバー人材センター等での講演。高齢者向けのパンフレット作成を健康教育の場などで配布。 ◆対面販売業者による声かけ・チラシ配布（見守り活動協定事業者） ◆各種生活衛生同業組合及び石油商業組合の加盟店舗へ、外出時、緊急時の一次休息場所の提供を依頼。
県民の方全般	◆県政テレビ、県政だより、電光掲示板、広告塔、HP、あんしんトリピーメール、ツイッター等各種媒体を活用した広報 ◆県内ローソン店舗にチラシ配架 ◆パンフレット等啓発物を市町村へ送付し、各市町村での印刷・配布を依頼（6月7日付県健康政策課長通知） ◆市町村における防災無線、広報誌、ケーブルテレビ等での注意喚起

3 热中症救急搬送件数等の状況



【救急搬送患者数等の概況（2011年）】

- 7月の搬送者は昨年度に比べて多い。
- 8月の搬送者は昨年度同時期に比べてほぼ半数であるが、8月12日過ぎから、搬送数が昨年度と比べ上昇傾向となっている。
- 死亡事案は現時点で1件

※2010年の死亡事案は1件（※8月5日 県西部 90代女性）
○重症患者は現在のところなし。

4 今後の取り組み

- 気象庁の3ヶ月予報では残暑が厳しく9月の平均気温が高くなる見込みと発表（7月25日）されている。県及び各市町村は更なる注意喚起等の取り組みを実施する。
- 今年度の熱中症による搬送者のデータ（患者発生時間、発生場所、場面、年齢の詳細等）や気温、湿度の変化等をまとめ、熱中症発生との相関等を分析する。
- その結果を踏まえ来年度に向けて、注意報や警報の発令基準について見直し、県民に対して分かりやすく効果的な情報提供のあり方を市町村と連携して検討する。

岡山大学病院三朝医療センターの状況について

平成23年8月22日
医療政策課

岡山大学が、岡山大学病院三朝医療センターの将来についての検討を開始しましたので、状況を報告します。

1 第1回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会の概要

- (1) 日 時 平成23年7月26日(火)午後3時～午後5時
(2) 出席者 岡山大学理事、三朝町副町長、鳥取県中部医師会長、鳥取県福祉保健部健康医療局長 他
(3) 大学の説明要旨
- ・岡山大学内部に設置された三朝医療センター将来計画会議の検討の結果(平成23年6月20日決定)について岡山大学病院長から説明。=経営面及び医師派遣が難しい点から早急に縮小・廃止すべき。
 - ・単なる要望だけではそのまま存続は困難。より具体的な検討が必要→ワーキンググループを立ち上げ、検討。
 - ・ワーキンググループの検討後、委員会で結論をまとめる。委員会の結論を参考にしながら最終的には大学が判断を下す。
- (4) 主な意見等
- ・センターに隣接する三朝温泉病院と互いに補完し合い地域医療に重要な役割を果たしてもらっている(中部医師会長)。
 - ・温泉療法として全国に発信できる特色のある医療が実施され、地域の温泉活用への貢献も大きい(三朝町副町長)。
 - ・今後の高齢化の中で、慢性期医療への対応は重要で、地域医療の教育面でも重要(健康医療局長)。
 - ・現在の患者の状況では大学病院としての存続は困難。また、診療所に縮小すると、大学からの医師派遣はさらに困難となる(岡山労災病院長)。

2 県の対応

(1) 文部科学省への要望

岡山大学病院三朝医療センターの現在の規模及び診療機能を維持しつつ、存続させることを要望(平成23年7月26日)。

(2) ワーキンググループに参加

- ・岡山大学6名、県2名、三朝町3名、中部医師会2名の各2名計13名で構成。
- ・平成23年8月17日(水)に第1回ワーキンググループを開催し、センターの今後のあり方について検討。次回は10月頃に開催予定。

<参考>

1 病院の概要

- (1) 病床数 60床(一般病床)
(2) 職員数 65名(平成23年6月1日現在)
医師6名、看護師21名、准看護師4名、看護助手3名、薬剤師2名、臨床検査技師4名、理学療法士3名、放射線技師2名、事務職員7名、栄養士1名、その他12名、
(3) 診療科名 内科、リハビリテーション科
(4) 患者数

区分	H20年度	H21年度	H22年度
延べ外来患者数	30,244	28,423	24,259
延べ入院患者数	15,625	13,408	12,508

2 鳥取県保健医療計画における位置づけ

疾病名	役割
脳卒中	回復期の医療機関
心筋梗塞	身体機能回復のリハビリテーションを行う病院
糖尿病	急性増悪時治療を行う病院

三朝医療センターの将来に関する委員会 出席者名簿

【委員】

職 名	氏 名	備 考
岡山大学理事(企画・総務担当)	許 南浩	第1号委員
岡山大学理事(財務・施設担当)	北尾 善信	第2号委員
岡山大学理事(病院担当)	楳野 博史	第3号委員
三朝町副町長	森脇 光洋	第4号委員
鳥取県福祉保健部健康医療局長	藤井 秀樹	第5号委員
鳥取県中部医師会長	池田 宣之	第6号委員
大学院医歯薬学総合研究科長	谷本 光音	第7号委員
消化器内科長	山本 和秀	第8号委員
整形外科長	尾崎 敏文	第9号委員
三朝医療センター長	光延 文裕	第10号委員
看護部長	保科 英子	第11号委員
事務部長	小西 竹生	第12号委員
三朝地区事務部長	松原 俊雅	第13号委員
岡山労災病院長	清水 信義	第14号委員

【オブザーバー】

職 名	氏 名	備 考
三朝町健康福祉課次長	小椋 泰志	
鳥取県庁医療政策課主幹	前田 陽三	

【岡山大学病院事務陪席者】

職 名	氏 名	備 考
総務課長	梶井 元善	
経営・管理課長	平田 武彦	
病院長室総括主査	藤原 浩一	
総務課総括主査	池田 節也	
総務課総括主査	小林 尚之	
総務課主査	山本 純生	

障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者の指定取消処分について

平成23年8月22日
西部総合事務所

鳥取県は、有限会社中央福祉交通に対し、障害者自立支援法及び介護保険法の規定に基づき事業者の指定の取消処分を決定しましたので報告します。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 有限会社 中央福祉交通（会社成立 平成15年12月18日）
- (2) 代表者 代表取締役 吉岡 一男（よしおか かずお）
- (3) 法人所在地 米子市灘町一丁目139-1

2 事業所名等

- (1) 事業所名称 有限会社中央福祉交通介護事業部
- (2) 所在地 米子市灘町一丁目139-1

(3) 事業種別等

- <障害者自立支援法>
居宅介護（県指定 平成18年10月 1日）
重度訪問介護（県指定 平成18年10月 1日）
- <介護保険法>
訪問介護（県指定 平成16年 7月 28日）
介護予防訪問介護（県指定 平成18年 4月 1日）

3 指定取消年月日

平成23年8月31日（指定取消処分の決定日：平成23年8月19日）

4 指定取消の理由

(1) 障害サービス

- 米子市が委託した移動支援事業において、サービス提供を行っていないにも関わらずサービス提供を行ったとの虚偽のサービス提供の記録を作成、架空請求を行い、報酬を不正に受給した。

【根拠：障害者自立支援法第50条第1項第2号（指定事業者の責務違反）】

- 介護サービスにおける不正請求

【根拠：障害者自立支援法第50条第1項第9号（他の保健医療福祉関係法令違反）】

(2) 介護サービス

- 介護サービス提供の有無について確認を行わずに介護報酬の請求を行い、その後請求内容にあわせ、実際にサービス提供を行っていない従業者の名前を使用して虚偽のサービス提供の記録を作成した。

【根拠：介護保険法第77条第1項第5号（居宅介護サービス費の請求に関する不正）】

- 障害サービスにおける不正請求

【根拠：介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号（他の保健医療福祉関係法令違反）】

5 指導監査等経緯

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等

- 関係者から不正請求疑義通報（平成22年9月）
 - ・面談による聞取調査
- 実地指導実施（平成22年10月から平成23年1月）
 - ・事業所立入調査、帳簿書類等調査、関係者への聞取調査
- 監査実施（平成23年1月から平成23年6月）
 - ・報酬請求等に不適切な取扱を確認し、監査へ移行
 - ・事業者より不正請求に関する報告書を徵取
 - ・米子市と合同監査実施（報酬請求関係調査）
- 行政手続法に基づく聴聞実施（平成23年8月11日）
 - ・不正事実を確認
- 指定取消の決定（平成23年8月19日）
 - ・指定取消年月日 平成23年8月31日

(2) 介護保険法に基づく指導監査等

- (1)の監査過程において介護保険法での不正請求疑義（平成23年4月）
- 監査実施（平成23年6月から平成23年7月）
 - ・関係市町村等と合同監査実施
(事業所立入・帳簿書類等調査、出頭命令による事業者報告)
 - ・関係者への聞取調査
- 行政手続法に基づく聴聞実施（平成23年8月11日）
 - ・不正事実を確認
- 指定取消の決定（平成23年8月19日）
 - ・指定取消年月日 平成23年8月31日

《参考》

1 報酬の返還額等

(1) 報酬返還総額 3,296,872円
(障害サービス 579,160円、介護サービス 2,717,712円)

(2) 関係機関内訳

<障害者自立支援法>	米子市	(579,160円)
<介護保険法>	米子市	(2,458,593円)
	境港市	(200,808円)
	大山町	(31,311円)
	南部箕輪屋広域連合	(27,000円)

2 移動支援事業者の登録取消

米子市が当該法人に対して移動支援事業(障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業)の事業者登録を取消(平成23年8月31日(登録取消の決定日:平成23年8月19日))

《根拠法令》(関係条文抜粋)

【障害者自立支援法関係法令】

○障害者自立支援法

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

《法第50条第1項第2号規定の内容》

第42条

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定の取消し等)《障害福祉サービス事業の指定取消》

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は機関を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

○障害者自立支援法施行令

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律)

第26条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

八 介護保険法

【介護保険法関係法令】

○介護保険法

(指定の取消し等)《介護事業の指定取消関係》

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 居宅介護サービス費の請求に關し不正があったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

(指定の取消し等)《介護予防事業の指定取消関係》

第一百五十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

○介護保険法施行令

(指定の取消し等に係る法律)《法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号に該当する法律》

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百四十四条第一項第十号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条の十九第十一号及び第一百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

二十三 障害者自立支援法